厚生労働省
茨城労働局

資料 No. 3

Press Release

令和８年 10 月 30 日
【照会先】
茨城労働局　労働基準部　監督課
監　督　課　長　狩野　直美
過重労働特別監督監理官　大畠　成明
電話　029-224-6214

報道関係者　各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止し、健康で働きやすい職場環境を実現するため、毎年 11 月に実施しています。

「過労死等」とは･･･①業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡または③死亡には至らないこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【主な取組】

〇過労死等防止対策推進シンポジウムの開催　**＊取材受付中**

日時：令和８年 11 月９日（月）13：30～15：30（受付 13：00～）
会場：ホテルレイクビュー水戸　紫峰（水戸市宮町１丁目６－１）
（水戸駅南口徒歩３分　無料駐車場 240 台完備）
※詳しくは別紙リーフレット等をご参照ください。

〇過重労働解消キャンペーンの主な取組

１　労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

茨城労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページ等を通じて地域に紹介します。

＜訪問日時・場所＞　11 月 17 日（火）午後１時 30 分～　**＊取材受付中**
医療法人社団芳尚会（ほうしょうかい）　吉成医院（よしなりいいん）（有床診療所）
（久慈郡大子町大子 813－1）

２　過重労働解消相談ダイヤル

11 月７日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。
［電話番号］　**0120(794)713(フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業)**

令和８年 11 月7日（土）９:00～17:00
※労働基準監督官が直接、相談をお受けします。

※その他の内容は裏面のとおり。
※取材される場合は、上記℡029-224-6214 狩野、土田まで事前にご連絡をお願いします。

１　労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

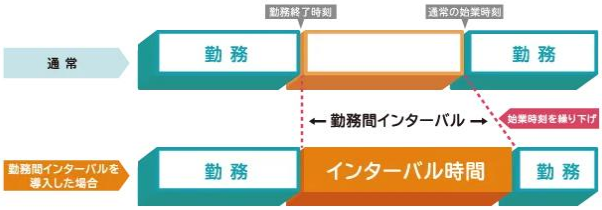
11 月 17 日（火）午後１時 30 分～

医療法人社団芳尚会（ほうしょうかい）　吉成医院（よしなりいいん）（有床診療所）久慈郡大子町大子 813－

～　主な取組　～

○　厚生労働省の「医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進事業」（平成 30 年度）に参加し、勤務環境を見直し、「勤務間インターバル制度」を導入。クラウド型勤怠管理システムを導入することにより、11 時間の勤務インターバルを確保したこと。

○　将来の地域医療を担う若年層を含め、皆が働きやすいように、人材を増員し、有給休暇を取得しやすい体制を整え、ワーク・ライフ・バランスを実現したこと。



「勤務間インターバル制度」とは･･･
終業時刻から次の始業時刻までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

勤務間インターバル制度導入への具体的な取組などについて、
ベストプラクティス企業から詳しくお話を伺います。
ぜひ取材へお越しください！

TEL　029-224-6214（茨城労働局労働基準部監督課）

２　特別労働相談を実施します

11 月 7 日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル
［電話番号］　0120(794)713(フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業)

令和８年 11 月7日（土）９:00～17:00
※労働基準監督官が直接、相談をお受けします。

３　重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

また、11 月 1 日（日）から 11 月 7 日（土）の 1 週間を、**過重労働相談受付集中期間**として、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を全国の労働基準監督署において、積極的に受け付けます。

４　「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けします

「労働条件相談ほっとライン」は、違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例をふまえた相談対応や各関係機関の紹介などを行う電話相談です。

［電話番号］0120-811-610

平日 17:00～22:00、土日祝日 9:00～21:00（12/29～1/3 除く）